

【表紙】

|                |                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                               |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                    |
| 【提出先】          | 東海財務局長                                                                |
| 【提出日】          | 平成28年6月24日                                                            |
| 【会社名】          | 株式会社太平製作所                                                             |
| 【英訳名】          | Taihei Machinery Works, Limited                                       |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 神谷 慎二                                                         |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                                                           |
| 【本店の所在の場所】     | 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8                                                 |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社名古屋証券取引所<br>（名古屋市中区栄三丁目8番20号）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長神谷慎二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制について評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスについては、すべての事業拠点について評価の対象とした。これらの評価対象とした内部統制については適切に理解及び分析した上で、関係者へのヒアリングを実施することにより、内部統制の整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結売上高を指標に、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3程度の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。評価の対象とした業務プロセスについては、リスク評価及び自己点検を行い、関係者へのヒアリング、関連文書の閲覧及び内部統制実施記録の検証により、整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。